（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区分	周波数
［略］	［略］

［一・二　略］

2　前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～四　略］

五　空中線電力（次に掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

イ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備

ロ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち時分割複信方式を用いるものであつて二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

ハ　ローカル５G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線局の無線設備

ニ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち周波数分割複信方式を用いるもの

ホ　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機の無線設備（空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。）

ヘ　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

ト　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

［六　略］

［3～6　略］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
［同上］	［同上］

［一・二　同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル５G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。）、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

［六　同上］

［3～6　同上］